

令和7年12月市議会定例会 提出議案

議 案 種 別	件数（件）
条 例 議 案	1 8
一 般 議 案	2 3
補 正 予 算 議 案	7
合 計	4 8

令和7年12月市議会定例会 提出議案件名

番号	件 名	提出局
1	北九州市個人番号の利用に関する条例の一部改正について	政策局
2	北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について	総 務 市民局
3	北九州市職員の給与に関する条例等の一部改正について	
4	北九州市職員退職手当支給条例の一部改正について	
5	北九州市旅費条例の一部改正について	
6	北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	
7	北九州市保健所及び保健センター条例の一部改正について	保 健 福祉局
8	児童福祉法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例について	子ども 家庭局
9	北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例及び北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正について	都市ブラ ンド創造局
10	北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正について	都 市 戦略局
11	北九州市平尾台自然の郷条例の一部改正について	
12	北九州市火災予防条例の一部改正について	消防局
13	北九州市自動車事業使用料及び手数料条例の一部改正について	交通局
14	北九州市モーターボート競走実施条例の一部改正について	公 営 競技局
15	北九州市立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例等の一部改正について	教 育 委員会
16	北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例の一部改正について	
17	北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の旅費に関する条例の一部改正について	
18	北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について	

番号	件 名	提出局
19	若戸大橋（吊橋部）橋梁補修工事（６－２）請負契約の一部変更について	技 術 監理局
20	若戸大橋（吊橋部）橋梁補修工事（７－１）請負契約締結について	
21	公有水面埋立てによる土地確認について	総 務 市民局
22	町の区域の変更について	
23	当せん金付証票の発売について	財政・ 変革局
24	市道路線の認定及び廃止について	都 市 整備局
25	市有地の処分について	港 湾 空港局
26	芦屋町の公共下水道事業に係る事務の受託及び代替執行に関する協議について	上 下 水道局
27	指定管理者の指定の一部変更について（北九州市立男女共同参画センター）	政策局
28～34	指定管理者の指定について（北九州市立特別養護老人ホームかざし園等）	保 健 福祉局
35	指定管理者の指定の一部変更について（北九州市立到津ひまわり学園等）	保 健 福祉局
36～39	指定管理者の指定について（北九州市立小倉北ふれあい保育所等）	子ども 家庭局
40	指定管理者の指定の一部変更について（北九州市旧九州鉄道本社）	都市ブ ラ ンド創造局
41	指定管理者の指定について（北九州市立思永中学校温水プール）	教 育 委員会
42	令和７年度北九州市一般会計補正予算について	財政・ 変革局
43	令和７年度北九州市国民健康保険特別会計補正予算について	
44	令和７年度北九州市渡船特別会計補正予算について	
45	令和７年度北九州市土地区画整理特別会計補正予算について	
46	令和７年度北九州市土地取得特別会計補正予算について	
47	令和７年度北九州市介護保険特別会計補正予算について	
48	令和７年度北九州市交通事業会計補正予算について	

N o 1	北九州市個人番号の利用に関する条例の一部改正について (政策局 D X ・ A I 戦略室)
関係省令の一部改正に伴い、執行機関内で連携を行うことができる特定個人情報を整理するため、関係規定を改めるもの 1 執行機関内で連携を行うことができる特定個人情報の整理 連携を行う根拠について定めた規定に重複が生じたため、削除する等の規定の整理を行う。 2 施行期日 公布の日	

No 2	北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について （総務市民局人事部給与課）								
職員の多様で柔軟な働き方をより一層推進することを目的にフレックスタイム制を導入するため、関係規定を改めるもの 1 1週間当たりの勤務時間を算定する期間の拡充 <table border="1" data-bbox="280 692 1366 846"> <tr> <th data-bbox="280 692 775 757">現 行</th><th data-bbox="775 692 1366 757">改正後</th></tr> <tr> <td data-bbox="280 757 775 846">1週間について38時間45分を超えない範囲内</td><td data-bbox="775 757 1366 846"><u>4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分の範囲内</u></td></tr> </table> 2 休憩時間の一齐付与の例外の追加 <table border="1" data-bbox="280 976 1366 1216"> <tr> <th data-bbox="280 976 775 1041">現 行</th><th data-bbox="775 976 1366 1041">改正後</th></tr> <tr> <td data-bbox="280 1041 775 1216">職務の性質により必要があるとき、又は職務の遂行上特別の必要があるとき</td><td data-bbox="775 1041 1366 1216">職務の性質により必要があるとき、職務の遂行上特別の必要があるとき、又は職員からの申告を考慮して休憩時間<u>を置くことが適当であるとき</u></td></tr> </table> 3 勤務時間を割り振らない日の設定 任命権者は、職員の申告を考慮して、週休日のほかに勤務時間を割り振らない日を設けることができる。 4 勤務時間の割振りの柔軟化 任命権者は、職員の申告を考慮して、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分の範囲内となるように勤務時間を割り振ることができる。 5 施行期日 令和8年4月1日		現 行	改正後	1週間について38時間45分を超えない範囲内	<u>4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分の範囲内</u>	現 行	改正後	職務の性質により必要があるとき、又は職務の遂行上特別の必要があるとき	職務の性質により必要があるとき、職務の遂行上特別の必要があるとき、又は職員からの申告を考慮して休憩時間 <u>を置くことが適当であるとき</u>
現 行	改正後								
1週間について38時間45分を超えない範囲内	<u>4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分の範囲内</u>								
現 行	改正後								
職務の性質により必要があるとき、又は職務の遂行上特別の必要があるとき	職務の性質により必要があるとき、職務の遂行上特別の必要があるとき、又は職員からの申告を考慮して休憩時間 <u>を置くことが適当であるとき</u>								

No 3	北九州市職員の給与に関する条例等の一部改正について (総務市民局人事部給与課)																																								
本市人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告、国及び他の地方公共団体の職員の給与等を考慮し、給料表の改定等を行うため、関係規定を改めるもの 1 北九州市職員の給与に関する条例の一部改正 (1) 給与改定 改定率 3.03パーセント (2) 初任給調整手当の支給限度額の改定 <table><tr><th>現 行</th><th>改正後</th></tr><tr><td>月額 310,000円</td><td>月額 310,800円</td></tr></table> (3) 自動車等を使用する職員に対する通勤手当の額の改定 <table><tr><th>区分</th><th>現 行</th><th>改正後</th></tr><tr><td>10キロメートル以上15キロメートル未満</td><td>7,100円</td><td>7,300円</td></tr><tr><td>15キロメートル以上20キロメートル未満</td><td>10,000円</td><td>10,400円</td></tr><tr><td>20キロメートル以上25キロメートル未満</td><td>12,900円</td><td>13,500円</td></tr><tr><td>25キロメートル以上30キロメートル未満</td><td>15,800円</td><td>16,600円</td></tr><tr><td>30キロメートル以上35キロメートル未満</td><td>18,700円</td><td>19,700円</td></tr><tr><td>35キロメートル以上40キロメートル未満</td><td>21,600円</td><td>22,800円</td></tr><tr><td>40キロメートル以上45キロメートル未満</td><td>24,400円</td><td>25,900円</td></tr><tr><td>45キロメートル以上50キロメートル未満</td><td>26,200円</td><td>29,100円</td></tr><tr><td>50キロメートル以上55キロメートル未満</td><td>28,000円</td><td>32,300円</td></tr><tr><td>55キロメートル以上60キロメートル未満</td><td>29,800円</td><td>35,500円</td></tr><tr><td>60キロメートル以上</td><td>31,600円</td><td>38,700円</td></tr></table>		現 行	改正後	月額 310,000円	月額 310,800円	区分	現 行	改正後	10キロメートル以上15キロメートル未満	7,100円	7,300円	15キロメートル以上20キロメートル未満	10,000円	10,400円	20キロメートル以上25キロメートル未満	12,900円	13,500円	25キロメートル以上30キロメートル未満	15,800円	16,600円	30キロメートル以上35キロメートル未満	18,700円	19,700円	35キロメートル以上40キロメートル未満	21,600円	22,800円	40キロメートル以上45キロメートル未満	24,400円	25,900円	45キロメートル以上50キロメートル未満	26,200円	29,100円	50キロメートル以上55キロメートル未満	28,000円	32,300円	55キロメートル以上60キロメートル未満	29,800円	35,500円	60キロメートル以上	31,600円	38,700円
現 行	改正後																																								
月額 310,000円	月額 310,800円																																								
区分	現 行	改正後																																							
10キロメートル以上15キロメートル未満	7,100円	7,300円																																							
15キロメートル以上20キロメートル未満	10,000円	10,400円																																							
20キロメートル以上25キロメートル未満	12,900円	13,500円																																							
25キロメートル以上30キロメートル未満	15,800円	16,600円																																							
30キロメートル以上35キロメートル未満	18,700円	19,700円																																							
35キロメートル以上40キロメートル未満	21,600円	22,800円																																							
40キロメートル以上45キロメートル未満	24,400円	25,900円																																							
45キロメートル以上50キロメートル未満	26,200円	29,100円																																							
50キロメートル以上55キロメートル未満	28,000円	32,300円																																							
55キロメートル以上60キロメートル未満	29,800円	35,500円																																							
60キロメートル以上	31,600円	38,700円																																							
(次頁に続く)																																									

(続き)

(4) 宿日直手当の支給限度額の改定

現 行	改正後
1回につき 5,300円	1回につき 5,400円

(5) 管理職手当の支給を受ける定年前再任用短時間勤務職員の給与改定

(6) 地域手当の支給割合(100分の4)を100分の3とする期間の変更

現 行	改正後
当分の間	令和8年3月31日までの間

2 北九州市職員の給与に関する条例の一部改正

(1) 通勤手当の改定

ア 自動車等を使用する職員に対する通勤手当の額の改定

支給単位期間につき、66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離に応じて規則で定める額とする。

イ 新幹線鉄道等の利用に係る通勤手当の新設

公署を異にする異動に伴い、通勤のため新幹線鉄道等の特別急行列車を利用することとなった職員に対し、その利用に係る特別料金等の額に相当する額を支給する。

ウ 駐車場等の利用に係る通勤手当の新設

自動車等を使用する職員のうち、駐車場等を利用する職員に対し、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの料金に相当する額として規則で定める額を支給する。

エ 支給限度額の引上げ

1箇月当たりの交通機関等に係る通勤手当の額、自動車等の使用に係る通勤手当の額、新幹線鉄道等の利用に係る通勤手当の額及び駐車場等の利用に係る通勤手当の額を合算した額の限度を15万円とする。

(次頁に続く)

(続き)

(2) 勤勉手当の改定

ア 勤勉手当の額の算定方法の変更

現 行	改正後
勤勉手当基礎額に、 <u>市長が定める割合を乗じて得た額に、規則で定める基準に従って任命権者が定める割合を乗じて得た額</u>	勤勉手当基礎額に <u>規則で定める基準に従って市長が定める割合を乗じて得た額</u>

イ 勤勉手当基礎額の算定方法の変更

現 行	改正後
給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額	給料及びこれに対する地域手当の月額の合計額

3 北九州市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正

管理職手当の支給を受ける暫定再任用職員の給与改定

4 施行期日

1 (5) 及び (6) は、公布の日

1 (1) から (4) まで及び 3 は、規則で定める日 (令和 7 年 4 月 1 日から適用)

2 は、令和 8 年 4 月 1 日

N o 4	北九州市職員退職手当支給条例の一部改正について (総務市民局人事部給与課)				
定年前に退職する意思を有する職員の募集の対象となる職員の年齢を 引き上げるため、関係規定を改めるもの 1 対象となる職員の年齢 <table data-bbox="320 694 1177 819"> <tr> <th data-bbox="320 694 746 757">現 行</th><th data-bbox="746 694 1177 757">改正後</th></tr> <tr> <td data-bbox="320 757 746 819">4 5 歳以上 5 7 歳未満</td><td data-bbox="746 757 1177 819">規則で定める年齢</td></tr> </table> 2 施行期日 公布の日		現 行	改正後	4 5 歳以上 5 7 歳未満	規則で定める年齢
現 行	改正後				
4 5 歳以上 5 7 歳未満	規則で定める年齢				

N o 5	北九州市旅費条例の一部改正について (総務市民局人事部給与課)
国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正を踏まえ、旅費の計算等に係る規定を簡素化する等のため、関係規定を改めるもの 1 出張の定義の変更 出張の定義に、旅行命令権者が認める場合には、住所、居所その他旅行命令権者が認める場所を離れて旅行することを加える。 2 旅行役務提供者への支払 旅行者に対する旅費の支給に代えて、旅行役務提供者に対し、旅費に相当する金額を支払うことができることとする。 3 旅費の計算に係る規定の簡素化 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして規則で定める種目及び内容に基づき、計算することとする。 4 旅費の返納 任命権者は、旅行者等が条例等の規定に違反して旅費の支給等を受けた場合には当該旅費等を返納させるとともに、当該旅費の返納に代えて、旅行者の給与等から当該旅費に相当する金額を差し引くことができることとする。 5 施行期日 令和 8 年 4 月 1 日	

No 6	北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について (総務市民局安全・安心推進部消費生活センター)				
北九州市立折尾東部総合食料品小売センターを廃止するため、関係規定を改めるもの 1 総合食料品小売センターの廃止 <table border="1" data-bbox="284 694 1366 904"> <tr> <td data-bbox="284 694 472 797">名称</td><td data-bbox="472 694 1366 797">北九州市立折尾東部総合食料品小売センター</td></tr> <tr> <td data-bbox="284 797 472 904">位置</td><td data-bbox="472 797 1366 904">北九州市八幡西区友田二丁目4番23号</td></tr> </table> 2 施行期日 公布の日		名称	北九州市立折尾東部総合食料品小売センター	位置	北九州市八幡西区友田二丁目4番23号
名称	北九州市立折尾東部総合食料品小売センター				
位置	北九州市八幡西区友田二丁目4番23号				

No 7	北九州市保健所及び保健センター条例の一部改正について (保健福祉局保健所保健企画課)				
保健センターを移転するため、関係規定を改めるもの 1 八幡東保健センターの移転 <table border="1"> <tr> <th data-bbox="284 607 805 674">現 行</th><th data-bbox="805 607 1332 674">改 正 後</th></tr> <tr> <td data-bbox="284 674 805 831">北九州市八幡東区中央一丁目 2 番 4 号</td><td data-bbox="805 674 1332 831">北九州市八幡東区中央一丁目 1 番 1 号</td></tr> </table> 2 施行期日 令和 8 年 1 月 1 日		現 行	改 正 後	北九州市八幡東区中央一丁目 2 番 4 号	北九州市八幡東区中央一丁目 1 番 1 号
現 行	改 正 後				
北九州市八幡東区中央一丁目 2 番 4 号	北九州市八幡東区中央一丁目 1 番 1 号				

No 8	児童福祉法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例について (子ども家庭局子ども家庭部こども施設企画課)				
児童福祉法等の一部改正に伴い、関係規定を改めるもの 1 改正する条例 (1) 北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 (2) 北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例 (3) 北九州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例 (4) 北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例 (5) 北九州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例 (6) 北九州市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例 2 条例に引用する児童福祉法等の改正に伴う規定の整備 (1) 児童福祉法の条項ずれに伴う規定の整備 <table border="1" data-bbox="288 1536 1364 1684"> <tr> <th data-bbox="288 1536 826 1603">現行</th><th data-bbox="826 1536 1364 1603">改正後</th></tr> <tr> <td data-bbox="288 1603 826 1684">法第33条の10各号</td><td data-bbox="826 1603 1364 1684">法第33条の10第1項各号</td></tr> </table> (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴う、幼保連携型認定こども園の職員等による虐待の禁止規定の整備 3 施行期日 公布の日		現行	改正後	法第33条の10各号	法第33条の10第1項各号
現行	改正後				
法第33条の10各号	法第33条の10第1項各号				

N o 9	北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例及び北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正について (都市ブランド創造局観光にぎわい部観光課)
----------	--

北九州市小倉城等の利用料金の適正化を図るため、関係規定を改めるもの

1 北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正

北九州市旧九州鉄道本社及び北九州市門司港レトロ展望室の入館料並びに北九州市小倉城の入城料について、利用料金の上限額を改定する。

(1人1回 単位：円)

—	区分	現行		改正後	
		個人	団体	個人	団体
旧九州 鉄道本 社入館 料	大人	300	240	市外居住者500 市内居住者400	400
	中学校の生徒 以下の者(4 歳未満の者を 除く。)	150	120	250	200
門司港 レトロ 展望室 入館料	大人	300	240	市外居住者600 市内居住者400	400
	小・中学校の 児童及び生徒	150	120	300	200
小倉城 入城料	大人	350	280	市外居住者500 市内居住者400	400
	中学校及び高 等学校の生徒	200	160	300	200
	小学校の児童	100	80	150	100

(次頁に続く)

(続き)

2 北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正

小倉城庭園の入場料について、利用料金の上限額を改定する。

(1人1回 単位：円)

—	区分	現行		改正後	
		個人	団体	個人	団体
小倉城 庭園入 場料	一般	350	280	市外居住者500 市内居住者400	400
	中学校及び高等学校の生徒	200	160	300	200
	小学校の児童	100	80	150	100

3 施行期日

令和8年4月1日

N o 1 0	北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正について (都市戦略局都市再生推進部緑政課)
一部の都市公園について、指定管理者が行う業務の範囲を拡大するため、関係規定を改めるもの 1 指定管理者が行う業務の範囲を拡大する。 (1) 対象となる都市公園 北九州市立白野江植物公園 到津の森公園 到津の森公園駐車施設 北九州市立山田緑地 志井ファミリープール 北九州市立響灘緑地（指定管理者の管理区域に限る。） ひびき動物ワールド 旧安川邸 夜宮公園駐車施設 (2) 新たに指定管理者の業務とするもの ア 物品の販売等特定の行為を行う場合に必要な許可に関すること。 イ 催し等のため設けられた仮設工作物（当該公園の設置目的の範囲内で設けられる仮設工作物であって、規則に定めるものをいう。）に対する定型的な占用許可に関すること。 (3) (2)の許可を受けて(1)の都市公園を利用する場合の利用料金について、上限額を定める。 (次頁に続く)	

(続き)

2 指定管理者の指定に係る申請について、市長が当該施設の運営の方法、指定管理者に行わせる業務の内容等を勘案して特に必要があると認めるときは、市長が適当と認めたものに限り、当該申請をすることができる旨の規定の対象から、ひびき動物ワールド、旧安川邸及び夜宮公園駐車施設を除外する。

3 施行期日

令和8年4月1日（1（2）及び（3）について、旧安川邸及び夜宮公園駐車施設は令和9年4月1日から、北九州市立白野江植物公園は令和10年4月1日から適用する。）

N o 1 1	北九州市平尾台自然の郷条例の一部改正について (都市戦略局都市再生推進部緑政課)
北九州市平尾台自然の郷について、指定管理者が行う業務の範囲を拡大する等のため、関係規定を改めるもの 1 物品の販売等特定の行為を行う場合に必要な許可に関する業務を、新たに指定管理者の業務とする。 2 1の許可を受けて北九州市平尾台自然の郷を利用する場合の利用料金について、上限額を定める。 3 施行期日 令和8年4月1日	

No 12	北九州市火災予防条例の一部改正について (消防局予防部予防課)
林野火災の予防に関する事項を定める等のため、関係規定を改めるもの 1 火災に関する警報の発令時に、火の使用制限の対象区域を指定することができる。 2 林野火災の予防に関する事項を定める。 (1) 気象状況が林野火災の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災注意報を発令できる。 (2) 林野火災注意報の発令時は、火の使用制限に従うよう努めなければならない。 (3) 林野火災注意報の発令時に、火の使用制限の対象区域を指定することができる。 3 施行期日 令和8年1月1日	

No13

北九州市自動車事業使用料及び手数料条例の一部改正について

(交通局総務経営課)

一般乗合自動車の普通旅客運賃を改定する等のため、関係規定を改めるもの

1 一般乗合自動車の普通旅客運賃の上限額の改定

乗車区数	現行	改正後
1区	<u>190円</u>	<u>240円</u>
2区	<u>230円</u>	<u>280円</u>
3区	<u>270円</u>	<u>320円</u>
4区	<u>300円</u>	<u>350円</u>
5区	<u>330円</u>	<u>380円</u>
6区	<u>360円</u>	<u>410円</u>
7区	<u>390円</u>	<u>440円</u>
8区以上	7区から1区増すごとに20円を <u>390円</u> に加えた額	7区から1区増すごとに20円を <u>440円</u> に加えた額

2 特殊旅客運賃の上限額の改定

区分	現行	改正後
大人	<u>700円</u>	<u>1,000円</u>
小児	<u>350円</u>	<u>500円</u>

3 割引運賃の新設

一般乗合自動車の利用の促進を図る等のため特に必要があると認めるときは、特定の日及び期間に特定の者が乗車する場合の運賃を割り引き、又は無料とすることができることを定める。

(次頁に続く)

(続き)

4 指定地域フリー敬老定期旅客運賃の拡充

	期間 区分	3月	6月	1年
現行	75歳以上	8,000円	14,000円	24,000円
改正後	75歳以上	8,000円	14,000円	24,000円
	<u>70歳以上</u> <u>75歳未満</u>	<u>16,000円</u>	<u>28,000円</u>	<u>48,000円</u>

5 施行期日

3は、公布の日

1、2及び4は、令和8年3月28日

N o 1 4	北九州市モーターボート競走実施条例の一部改正について (公営競技局総務課)
有料遊具施設を新設するため、関係規定を改めるもの 1 入場料金 有料遊具施設の入場料金は、別に管理者が定める。 2 施行期日 令和 8 年 4 月 1 日	

No 15	北九州市立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例等の一部改正について (教育委員会教職員部教職員課)								
公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部改正等に伴い、教職調整額の引上げ等の教員の処遇改善を行うため、関係規定を改めるもの 1 北九州市立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正 教職調整額の引上げ <table data-bbox="316 887 1401 1008"> <tr> <th>現行</th><th>改正後</th></tr> <tr> <td>100分の4</td><td>100分の10</td></tr> </table> 2 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例の一部改正 (1) 義務教育等教員特別手当の改定 <table data-bbox="427 1267 1401 1711"> <tr> <th>現行</th><th>改正後</th></tr> <tr> <td>8,000円を超えない範囲内で、職務の級及び号給(定年前再任用短時間勤務教職員にあっては、職務の級)の別に応じて、人事委員会規則で定める。</td><td>8,600円を超えない範囲内で、職務の級及び号給(定年前再任用短時間勤務教職員にあっては、職務の級)の別に応じ、人事委員会規則で定める校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮して、人事委員会規則で定める。</td></tr> </table> (2) 多学年学級担当手当を廃止する。 (3) 教育職給料表(3)及び教育職給料表(4)3級の備考加算額を改定し、並びに4級の備考加算額を新設する。 (次頁に続く)		現行	改正後	100分の4	100分の10	現行	改正後	8,000円を超えない範囲内で、職務の級及び号給(定年前再任用短時間勤務教職員にあっては、職務の級)の別に応じて、人事委員会規則で定める。	8,600円を超えない範囲内で、職務の級及び号給(定年前再任用短時間勤務教職員にあっては、職務の級)の別に応じ、人事委員会規則で定める校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮して、人事委員会規則で定める。
現行	改正後								
100分の4	100分の10								
現行	改正後								
8,000円を超えない範囲内で、職務の級及び号給(定年前再任用短時間勤務教職員にあっては、職務の級)の別に応じて、人事委員会規則で定める。	8,600円を超えない範囲内で、職務の級及び号給(定年前再任用短時間勤務教職員にあっては、職務の級)の別に応じ、人事委員会規則で定める校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮して、人事委員会規則で定める。								

(続き)

(4) 教員特殊業務手当の改定

児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う緊急業務及び児童又は生徒に対する緊急の補導業務に従事した際に支給される手当

現行	改正後
7, 5 0 0 円	8, 0 0 0 円

3 北九州市職員の給与に関する条例の一部改正

(1) 義務教育等教員特別手当の改定

現行	改正後
8, 0 0 0 円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（定年前再任用短時間勤務教職員にあっては、職務の級）の別に <u>応じて</u> 、人事委員会規則で定める。	8, 6 0 0 円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（定年前再任用短時間勤務教職員にあっては、職務の級）の別に <u>応じ、人事委員会規則で定める校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮して</u> 、人事委員会規則で定める。

(2) 教育職給料表（1）3級の備考加算額を改定し、並びに4級の備考加算額を新設する。

4 北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う緊急業務及び児童又は生徒に対する緊急の補導業務に従事した際に支給される教員特別手当の改定

現行	改正後
7, 5 0 0 円	8, 0 0 0 円

(次頁に続く)

(続き)

5 北九州市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正

高齢者部分休業を取得した場合の給与減額に係る勤務1時間当たりの給与額から、義務教育等教員特別手当の学級担任への加算を除く。

6 施行期日

令和8年1月1日

No 16	北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例の一部改正について (教育委員会教職員部教職員課)																																										
本市人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告、国及び他の地方公共団体の教職員の給与等を考慮し、給料表の改定等を行うため、関係規定を改めるもの 1 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例の一部改正 (1) 給与改定 改定率 3.03パーセント (2) 自動車等を使用する教職員に対する通勤手当の額の改定 <table><tr><th>使用距離</th><th>現行</th><th>改正後</th></tr><tr><td>10キロメートル以上15キロメートル未満</td><td>7,100円</td><td>7,300円</td></tr><tr><td>15キロメートル以上20キロメートル未満</td><td>10,000円</td><td>10,400円</td></tr><tr><td>20キロメートル以上25キロメートル未満</td><td>12,900円</td><td>13,500円</td></tr><tr><td>25キロメートル以上30キロメートル未満</td><td>15,800円</td><td>16,600円</td></tr><tr><td>30キロメートル以上35キロメートル未満</td><td>18,700円</td><td>19,700円</td></tr><tr><td>35キロメートル以上40キロメートル未満</td><td>21,600円</td><td>22,800円</td></tr><tr><td>40キロメートル以上45キロメートル未満</td><td>24,400円</td><td>25,900円</td></tr><tr><td>45キロメートル以上50キロメートル未満</td><td>26,200円</td><td>29,100円</td></tr><tr><td>50キロメートル以上55キロメートル未満</td><td>28,000円</td><td>32,300円</td></tr><tr><td>55キロメートル以上60キロメートル未満</td><td>29,800円</td><td>35,500円</td></tr><tr><td>60キロメートル以上</td><td>31,600円</td><td>38,700円</td></tr></table> (3) 宿日直手当に係る支給限度額の改定 <table><tr><th>区分</th><th>現行</th><th>改正後</th></tr><tr><td>下記以外</td><td>5,300円</td><td>5,400円</td></tr></table>		使用距離	現行	改正後	10キロメートル以上15キロメートル未満	7,100円	7,300円	15キロメートル以上20キロメートル未満	10,000円	10,400円	20キロメートル以上25キロメートル未満	12,900円	13,500円	25キロメートル以上30キロメートル未満	15,800円	16,600円	30キロメートル以上35キロメートル未満	18,700円	19,700円	35キロメートル以上40キロメートル未満	21,600円	22,800円	40キロメートル以上45キロメートル未満	24,400円	25,900円	45キロメートル以上50キロメートル未満	26,200円	29,100円	50キロメートル以上55キロメートル未満	28,000円	32,300円	55キロメートル以上60キロメートル未満	29,800円	35,500円	60キロメートル以上	31,600円	38,700円	区分	現行	改正後	下記以外	5,300円	5,400円
使用距離	現行	改正後																																									
10キロメートル以上15キロメートル未満	7,100円	7,300円																																									
15キロメートル以上20キロメートル未満	10,000円	10,400円																																									
20キロメートル以上25キロメートル未満	12,900円	13,500円																																									
25キロメートル以上30キロメートル未満	15,800円	16,600円																																									
30キロメートル以上35キロメートル未満	18,700円	19,700円																																									
35キロメートル以上40キロメートル未満	21,600円	22,800円																																									
40キロメートル以上45キロメートル未満	24,400円	25,900円																																									
45キロメートル以上50キロメートル未満	26,200円	29,100円																																									
50キロメートル以上55キロメートル未満	28,000円	32,300円																																									
55キロメートル以上60キロメートル未満	29,800円	35,500円																																									
60キロメートル以上	31,600円	38,700円																																									
区分	現行	改正後																																									
下記以外	5,300円	5,400円																																									
(次頁に続く)																																											

(続き)

年末年始に行うもの	7, 9 0 0 円	8, 1 0 0 円
教育職員が、児童又は生徒の生活指導等のために行うもの	7, 4 0 0 円	7, 7 0 0 円

(4) 地域手当の支給割合(100分の4)を100分の3とする期間の変更

現 行	改正後
当分の間	令和8年3月31日までの間

2 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例の一部改正

(1) 通勤手当の改定

ア 自動車等を使用する教職員に対する通勤手当の額の改定

支給単位期間につき、66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離に応じて人事委員会規則で定める額とする。

イ 新幹線鉄道等の利用に係る通勤手当の新設

公署を異にする異動に伴い、通勤のため新幹線鉄道等の特別急行列車を利用することとなった教職員に対し、その利用に係る特別料金等の額に相当する額を支給する。

ウ 駐車場等の利用に係る通勤手当の新設

自動車等を使用する教職員のうち、駐車場等を利用するものに対し、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの料金に相当する額として人事委員会規則で定める額を支給する。

エ 支給限度額の引上げ

1箇月当たりの交通機関等に係る通勤手当の額、自動車等の使用に係る通勤手当の額、新幹線鉄道等の利用に係る通勤手当の額及び駐車場等の利用に係る通勤手当の額を合算した額の限度を15万円とする。

(次頁に続く)

(続き)

(2) 勤勉手当の改正

ア 勤勉手当の額の算定方法の変更

現 行	改正後
勤勉手当基礎額に、 <u>教育委員会が定める割合を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める基準に従って教育委員会が定める割合を乗じて得た額</u>	勤勉手当基礎額に、 <u>教育委員会が定める基準に従って教育委員会が定める割合を乗じて得た額</u>

イ 勤勉手当基礎額の算定方法の変更

現 行	改正後
給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額	給料及びこれに対する地域手当の月額の合計額

3 施行期日

1 (4) は、公布の日

1 (1) から (3) までは、規則で定める日（令和7年4月1日から適用）

2 は、令和8年4月1日

N o 1 7	北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の旅費に関する条例の一部改正について (教育委員会教職員部教職員課)
北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の旅費について、北九州市旅費条例を準用することを基本とするため、関係規定を改めるもの 1 自家用車による旅行及び勤務地内出張に係る旅費について、北九州市旅費条例に規定する職員の旅費の取扱いの例による。 2 施行期日 令和 8 年 4 月 1 日	

N o 1 8	北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について (教育委員会教職員部教職員課)
北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間について、勤務時間を割り振らない日を設定できることとするため、関係規定を改めるもの 1 勤務時間の割振りの柔軟化 (1) 勤務時間を割り振らない日を設定することができる。 (2) 勤務時間を割り振らない日に時間外勤務を命ずることができる。 (3) 勤務時間を割り振らない日に時間外勤務を命ずる必要がある場合に勤務時間を割り振らない日を振り替えることができる。 2 施行期日 令和9年4月1日	

No 19	若戸大橋（吊橋部）橋梁補修工事（６－２）請負契約の一部変更について （技術監理局契約部契約課）
若戸大橋（吊橋部）橋梁補修工事（６－２）請負契約の工期を変更するもの 1 既決工期 令和７年３月１２日から令和８年３月１３日まで 2 変更工期 令和７年３月１２日から令和８年７月３１日まで	

N o 2 0	若戸大橋（吊橋部）橋梁補修工事（7－1）請負契約締結について （技術監理局契約部契約課）
若戸大橋（吊橋部）橋梁補修工事（7－1）請負契約を締結するもの 1 契約金額 24億9,104万9,000円 2 契約方法 一般競争入札 3 工 期 契約締結の日から令和11年1月31日まで 4 契約の相手方 I H I ・横河・松田特定建設工事共同企業体 代表者 福岡市中央区高砂一丁目11番3号 株式会社 I H I インフラシステム九州支店 支店長 松永 勉 構成員 福岡市博多区博多駅東一丁目17番25号 株式会社横河ブリッジ福岡営業所 所長 小畠 貴浩 構成員 北九州市若松区大字安瀬62番地3 松田建設工業株式会社 代表取締役 松田 正市	

N o 2 1	公有水面埋立てによる土地確認について (総務市民局市民部区政推進課)				
公有水面埋立工事により造成された土地が市の区域内に新たに生じた土地であることを確認するもの <table data-bbox="240 629 1390 875"> <tr> <th data-bbox="240 629 890 707">土地の所在地</th><th data-bbox="890 629 1390 707">面積</th></tr> <tr> <td data-bbox="240 707 890 875"> 北九州市若松区響町一丁目 9 4 の 1 、 9 4 の 3 、 9 4 の 4 、 9 4 の 5 、 1 0 4 の 1 、 1 0 4 の 1 1 、 1 2 9 、 1 3 1 地 先 </td><td data-bbox="890 707 1390 875"> 36,758.32 m² </td></tr> </table>		土地の所在地	面積	北九州市若松区響町一丁目 9 4 の 1 、 9 4 の 3 、 9 4 の 4 、 9 4 の 5 、 1 0 4 の 1 、 1 0 4 の 1 1 、 1 2 9 、 1 3 1 地 先	36,758.32 m ²
土地の所在地	面積				
北九州市若松区響町一丁目 9 4 の 1 、 9 4 の 3 、 9 4 の 4 、 9 4 の 5 、 1 0 4 の 1 、 1 0 4 の 1 1 、 1 2 9 、 1 3 1 地 先	36,758.32 m ²				

No 22	町の区域の変更について (総務市民局市民部区政推進課)	
公有水面埋立工事により市の区域内に新たに土地が生じたため、当該土地を隣接する町の区域に編入するもの		
土地の所在地	町の区域	面積
北九州市若松区響町一丁目94の1、94の3、94の4、94の5、104の1、104の11、129、131地先	若松区響町一丁目	36,758.32 m ²

N o 2 3	当せん金付証票の発売について (財政・変革局財務部財政課)
令和 8 年度において本市が発売する当せん金付証票の発売総額の範囲を定めるもの 発売総額 1 2 0 億円以内	

No 24	市道路線の認定及び廃止について (都市整備局道路部管理課)		
市道路線の整備を図るため、路線の認定及び廃止を行うもの			
	数	延 長	面 積
認 定	14路線	1,421m	8,615㎡
廃 止	△3路線	△235m	△846㎡

N o 2 5	市有地の処分について (港湾空港局港営部港営課)
若松区響町一丁目に所在する市有地を製造業用地として売り払うもの 1 土地の地目及び所在地 雑種地 若松区響町一丁目 9 4 番 5 2 土地の地積 6 万 3 , 2 2 5 . 3 6 平方メートル 3 売払い予定金額 1 5 億 8 , 0 6 3 万 4 , 0 0 0 円	

N o 2 6	芦屋町の公共下水道事業に係る事務の受託及び代替執行に関する協議について (上下水道局下水道部下水道計画課)
芦屋町の公共下水道事業に係る事務を受託し、及び代替執行するため、芦屋町と協議するもの 1 規約の内容 (1) 趣旨 (第 1 条) (2) 委託事務の範囲 (第 2 条) (3) 代替執行事務の範囲 (第 3 条) (4) 管理及び執行の方法 (第 4 条) (5) 経費の負担 (第 5 条) (6) 収入及び支出の経理 (第 6 条) (7) 収入及び支出の精算 (第 7 条) (8) 相互の協力及び連絡会議 (第 8 条) (9) 条例等の制定改廃の場合の措置 (第 9 条) (10) 委託事務及び代替執行事務の管理及び執行の細目 (第 1 0 条) 2 施行期日 令和 8 年 4 月 1 日	

No 27	指定管理者の指定の一部変更について（北九州市立男女共同参画センター） （政策局WomanWill推進室）
北九州市立男女共同参画センターに係る指定管理者の指定の一部を次のとおり変更するもの 1 既決指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで 2 変更指定期間 令和3年4月1日から令和10年3月31日まで	

N o 28～34	指定管理者の指定について（北九州市立特別養護老人ホームかざし園等） （保健福祉局総務部総務課）
--------------	--

北九州市立特別養護老人ホームかざし園等について、指定管理者を指定するもの

N o	指定管理者に管理を行わせる施設	指定管理者に指定する者	指定する期間
28	北九州市立特別養護老人ホームかざし園	社会福祉法人 北九州市福祉事業団	令和8年4月1日 から令和13年3 月31日まで
29	北九州市立本城リサイクル工房	社会福祉法人 北九州市手をつなぐ育成会	令和8年4月1日 から令和13年3 月31日まで
30	北九州市立浅野社会復帰センター	社会福祉法人 北九州精神保健福祉事業協会	令和8年4月1日 から令和13年3 月31日まで
31	北九州市立洞海工芸舎	社会福祉法人 北九州市手をつなぐ育成会	令和8年4月1日 から令和13年3 月31日まで
32	北九州市立門司障害者地域活動センター	社会福祉法人 あすなろ学園	令和8年4月1日 から令和13年3 月31日まで
33	北九州市立小倉南障害者地域活動センター	社会福祉法人 北九州あゆみの会	令和8年4月1日 から令和13年3 月31日まで

（次頁に続く）

(続き)

34	北九州市立八幡西障害者 地域活動センター	社会福祉法人 北九州市手を つなぐ育成会	令和8年4月1日 から令和13年3 月31日まで
----	-------------------------	----------------------------	--------------------------------

No 35	指定管理者の指定の一部変更について（北九州市立到津ひまわり学園等） (保健福祉局障害福祉部障害者支援課)		
北九州市立到津ひまわり学園等に係る指定管理者の指定の一部を次のとおり変更するもの			
No	指定管理者に管理を行わせる施設	指定の変更内容	
		既決指定期間	変更指定期間
35	北九州市立到津ひまわり学園	令和3年4月1日から令和8年月31日まで	令和3年4月1日から令和10年3月31日まで
	北九州市立若松ひまわり学園	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで	令和3年4月1日から令和10年3月31日まで

No 36～39	指定管理者の指定について（北九州市立小倉北ふれあい保育所等） （子ども家庭局子ども家庭部総務企画課）		
北九州市立小倉北ふれあい保育所等について、指定管理者を指定するもの			
No	指定管理者に管理を行わせる施設	指定管理者に指定する者	指定する期間
36	北九州市立小倉北ふれあい保育所 （乳児部） （夜間部）	社会福祉法人 正善寺福祉会	令和8年4月1日 から令和13年3 月31日まで
37	北九州市立北方保育所	社会福祉法人 北九州市保育 事業協会	令和8年4月1日 から令和13年3 月31日まで
38	北九州市立千防保育所	社会福祉法人 北九州市保育 事業協会	令和8年4月1日 から令和13年3 月31日まで
39	北九州市立ユースステーション	特定非営利活 動法人里山を 考える会	令和8年4月1日 から令和13年3 月31日まで

No 40	指定管理者の指定の一部変更について（北九州市旧九州鉄道本社） （都市ブランド創造局観光にぎわい部門司港レトロ課）
北九州市旧九州鉄道本社（九州鉄道記念館）に係る指定管理者の指定の一部を次のとおり変更するもの 1 既決指定期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで 2 変更指定期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで	

N o 4 1	指定管理者の指定について（北九州市立思永中学校温水プール） （教育委員会学校支援部施設課）
北九州市立思永中学校温水プールについて、指定管理者を指定するもの 1 指定管理者に管理を行わせる施設 北九州市立思永中学校温水プール 2 指定管理者に指定する者 スピナ・シンコースポーツ共同事業体 3 指定する期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで	

No.	件 名	要 旨	
令和7年度予算規模	区 分	補正額の合計	補正後の予算総額
	一般会計	51 億 2,579 万 6 千円	6,506 億 4,539 万 6 千円
	特別会計	7,721 万 5 千円	4,415 億 6,828 万 8 千円
	企業会計	3,000 万円	3,240 億 7,216 万円
	合 計	52 億 3,301 万 1 千円	1 兆 4,162 億 8,584 万 4 千円
42	令和7年度北九州市 一般会計 補正予算について	1 補正額 51 億 2,579 万 6 千円 (債務負担) 2 億 9,760 万円 2 総 額 6,506 億 4,539 万 6 千円	
43	令和7年度北九州市 国民健康保険特別会計 補正予算について	1 補正額 2,338 万 2 千円 2 総 額 948 億 5,438 万 2 千円	
44	令和7年度北九州市 渡船特別会計 補正予算について	1 補正額 637 万 9 千円 2 総 額 5 億 497 万 9 千円	
45	令和7年度北九州市 土地区画整理特別会計 補正予算について	1 補正額 3,476 万 7 千円 (債務負担) 4 億 5,000 万円 2 総 額 60 億 4,986 万 7 千円	

46	令和7年度北九州市 土地取得特別会計 補正予算について	1 補正額	0 円
		2 総 額	41 億 4,380 万円
47	令和7年度北九州市 介護保険特別会計 補正予算について	1 補正額	1,268 万 7 千円
		2 総 額	1,110 億 7,186 万円
48	令和7年度北九州市 交通事業会計 補正予算について	1 補正額	3,000 万円
		2 総 額	23 億 8,616 万円